

国立大学法人分科会における評価チームの編成について （案）

平成 25 年 3 月 1 日

国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成 25 年 11 月 6 日

一部改正：平成 26 年 6 月 25 日

一部改正：平成 28 年 3 月 23 日

一部改正：平成 31 年〇月〇日**1 目的**

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会の下に、各事業年度評価及び中期目標期間評価を実施する評価チームを設け、各国立大学法人の業務実績報告書を調査・分析し、評価結果の原案を作成する。

**2 評価チームの体制等****(1) 基本チーム**

- ① 基本チームは、原則として、委員長の指名する委員又は臨時委員 1 名及び専門委員 2 名で構成するものとし、委員又は臨時委員が主査を務める。
- ② 8 チームを設け、各チーム国立大学法人 6～13 校を担当する。
- ③ それぞれの法人の規模や特性を踏まえた評価を実施するため、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価における財務情報の活用について」（平成 18 年 2 月 20 日国立大学法人評価委員会決定）における法人の分類を参考にして、法人の規模や特性に応じて、各チームの担当校（別紙 1）を割り当てることとする。

**(2) 専門チーム**

専門チームは、共同利用・共同研究拠点評価専門チーム及び附属病院評価専門チームを設け、原則として、委員長の指名する委員、臨時委員又は専門委員で構成するものとし、その体制等については（別紙 2）のとおりとする。

**3 その他**

- (1) 「評価チームの編成について」（平成 17 年 4 月 26 日国立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、評価チーム委員が関係する国立大学法人を担当しないよう配慮する。
- (2) 基本チーム間及び基本チームと専門チームとの間において、評価実施についての共通認識を保つため、必要に応じて、調整の機会を設けるものとする。
- (3) ~~「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」の各事業年度評価及び中期目標期間評価については、官民イノベーションプログラム部会が行う調査に基づき、評価チームが評価結果の原案を作成する。~~  
指定国立大学法人の各事業年度評価及び中期目標期間評価について

は、官民イノベーションプログラム部会が行う調査に基づき、各事業年度評価においては指定国立大学法人部会が、中期目標期間評価においては評価チームが評価結果の原案を作成する。

## 基本チーム編成(案)

区分	分類	担当校
基本 チーム	A	北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、新潟大学 6大学
	B	名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学 7大学
	C	文科系大学(学生収容定員に占める文科系学生数が理工系学生数の概ね2倍)及び大学院大学 小樽商科大学、福島大学、筑波技術大学、東京外国語大学、東京芸術大学、一橋大学、滋賀大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学 11大学
	D	理工系大学(学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね2倍) 室蘭工業大学、帯広畜産大学、北見工業大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿屋体育大学 13大学
	E	教育系大学(教育系学部のみで構成) 北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、愛知教育大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学 11大学
	F	医科系大学(医科系学部のみで構成)及び医科系のないその他の大学(医科系学部を有さずその他の学部で構成) 旭川医科大学、東京医科歯科大学、浜松医科大学、滋賀医科大学、岩手大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、静岡大学、奈良女子大学、和歌山大学 13大学
	G	弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、三重大学、鳥取大学 12大学
	H	医科系のあるその他の大学(医科系学部及びその他学部で構成) 島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学 13大学

※年度評価においては、指定国立大学法人を除く

※A及びBチーム間、G及びHチーム間においては、評価チーム委員が関係する大学を担当しないよう両チーム主査間の協議により、担当する大学を変更することができるものとする。

## 【共同利用・共同研究拠点評価専門チームについて】

### 1 目的

学校教育法施行規則第143条の3第2項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「共同利用・共同研究拠点」という。）の各事業年度における教育研究等の質の向上の状況（中核的な研究施設としての活動状況、運営・支援体制、人材養成、全国の関連研究者に対する情報提供等）について確認する。

### 2 体制等

- ① 共同利用・共同研究拠点が実施する教育研究等に関して、共同利用・共同研究拠点の対象とする研究分野の特性を踏まえつつ、適正な評価を行う必要性から、相応の知見を有する委員、臨時委員又は専門委員で構成する。
- ② 現役の国立大学法人教職員及び役員を除く、7名程度で構成する。その際、共同利用・共同研究拠点経験者とそれ以外の者のバランスに配慮する。
- ③ 評価の客観性・公平性を担保するため、専門チーム委員が関係する大学等の評価を行う場合は、発言を控えるものとする。

## 【附属病院評価専門チームについて】

### 1 目的

各事業年度及び中期目標期間における教育（主として医師・歯科医師の卒後臨床研修や専門医研修等並びに看護師等コ・メディカルスタッフに対する教育研修等）、研究（主として新たな診断法や治療法開発等の臨床研究）、診療及び運営改善の状況について、その進捗状況又は達成状況を確認する。

### 2 体制等

- ① 教育面、研究面、診療面及び運営面に関して、国立大学法人の特性等を踏まえつつ、適正な評価を行う必要性から、相応の知見を有する委員、臨時委員又は専門委員で構成する。
- ② 現役の国立大学法人教職員及び役員を除く、7名程度で構成する。その際、国立大学法人教職員経験者とそれ以外の者のバランスに配慮する。
- ③ 評価の客観性・公平性を担保するため、専門チーム委員が関係する大学等の評価を行う場合は、発言を控えるものとする。